

内閣官房行政文書管理規則改正案 新旧対照表

(傍線部分 は改正部分)

改正案						現 行					
別表第1 行政文書の保存期間基準						別表第1 行政文書の保存期間基準					
事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型 (施行令別表の該当項)		保存期間	具体例	事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型 (施行令別表の該当項)		保存期間	具体例
法令の制定又は改廃及びその経緯						法令の制定又は改廃及びその経緯					
1	法律の制定又は改廃及びその経緯	(1)立案の検討	① (略)	30年	(略)	1	法律の制定又は改廃及びその経緯	(1)立案の検討	① (略)	30年	(略)
			②立案の検討に関する審議会等文書(一の項イ)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 開催経緯 ・ 諮問 ・ <u>議事の記録</u> ・ 配付資料 ・ 中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言 				<ul style="list-style-type: none"> ・ 開催経緯 ・ 諮問 ・ <u>議事概要・議事録</u> ・ 配付資料 ・ 中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言 		
			③ (略)		(略)				(略)		
	(2)~(7) (略)	(略)		(略)			(2)~(7) (略)	(略)		(略)	
2	(略)					2	(略)				
3	政令の制定又は改廃及びその経緯	(1)立案の検討	① (略)	30年	(略)	3	政令の制定又は改廃及びその経緯	(1)立案の検討	① (略)	30年	(略)
			②立案の検討に関する審議会		<ul style="list-style-type: none"> ・ 開催経緯 ・ 諮問 				<ul style="list-style-type: none"> ・ 開催経緯 ・ 諮問 		

	の経緯		等文書（一の項イ）		<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>議事の記録</u> ・ 配付資料 ・ 中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言 		の経緯		等文書（一の項イ）		<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>議事概要・議事録</u> ・ 配付資料 ・ 中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言 	
			③（略）		（略）				③（略）		（略）	
		(2)~(7) (略)	（略）		（略）				(2)~(7) (略)		（略）	
4	内閣官房 令、内閣府 令、省令そ 他の規則の制定 又は改廃 及びその 経緯	(1)案の検討	①（略）	30年	（略）		4	内閣官房 令、内閣府 令、省令そ 他の規則の制定 又は改廃 及びその 経緯	(1)案の検討	①（略）	30年	（略）
			②立案の検討に 関する審議会 等文書（一の項 イ）		<ul style="list-style-type: none"> ・ 開催経緯 ・ 諮問 ・ <u>議事の記録</u> ・ 配付資料 ・ 中間報告、最終報告、提言 				②立案の検討に 関する審議会 等文書（一の項 イ）		<ul style="list-style-type: none"> ・ 開催経緯 ・ 諮問 ・ <u>議事概要・議事録</u> ・ 配付資料 ・ 中間報告、最終報告、提言 	
			③（略）		（略）				③（略）		（略）	
		(2)~(5) (略)	（略）		（略）				(2)~(5) (略)		（略）	
閣議、関係行政機関の長で構成される会議又は省議（これらに準ずるものを含む。）の決定又は了解及びその経緯						閣議、関係行政機関の長で構成される会議又は省議（これらに準ずるものを含む。）の決定又は了解及びその経緯						
5	閣議の決定又は了解及びそ	(1)~(3) (略)	（略）	30年	（略）		5	閣議の決定又は了解及びそ	(1)~(3) (略)	（略）	30年	（略）
		(4)基本方	①（略）		（略）				(4)基本方	①（略）		（略）

	の経緯	針、基本 計画又は 白書その 他の閣議 に付され た案件に 関する立 案の検討 及び閣議 の求めそ の他の重 要な経緯 (1の項 から4の 項まで及 び5の項 (1)から(3) までに掲 げるもの を除く。)	②立案の検討に 関する審議会 等文書(五の項 イ)		・開催経緯 ・諮問 ・ <u>議事の記録</u> ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中 間報告、最終報告、建議、 提言		の経緯	針、基本 計画又は 白書その 他の閣議 に付され た案件に 関する立 案の検討 及び閣議 の求めそ の他の重 要な経緯 (1の項 から4の 項まで及 び5の項 (1)から(3) までに掲 げるもの を除く。)	②立案の検討に 関する審議会 等文書(五の項 イ)		・開催経緯 ・諮問 ・ <u>議事概要・議事録</u> ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中 間報告、最終報告、建議、 提言	
			③～⑦ (略)		(略)				③～⑦ (略)		(略)	
6	関係行政 機関の長 で構成さ れる会議	関係行政機 関の長で構 成される会 議の決定又	①～③ (略)	10年	(略)		6	関係行政 機関の長 で構成さ れる会議	関係行政機 関の長で構 成される会 議の決定又	①～③ (略)	10年	(略)
			④会議に検討の ための資料と して提出され		・配付資料 ・ <u>議事の記録</u>				④会議に検討の ための資料と して提出され			・配付資料 <u>(新設)</u>

	(これに準ずるものを含む。この項において同じ。)の決定又は了解及びその経緯	は了解に関する立案の検討及び他の行政機関への協議その他の重要な経緯	た文書(六の項ロ) <u>及び会議(国務大臣を構成員とする会議に限る。)</u> の議事が記録された文書			(これに準ずるものを含む。この項において同じ。)の決定又は了解及びその経緯	は了解に関する立案の検討及び他の行政機関への協議その他の重要な経緯	た文書(六の項ロ) <u>(新設)</u>			
			⑤会議の決定又は了解の内容が記録された文書(六の項ハ)		・決定・了解文書			⑤会議の決定又は了解の内容が記録された文書(六の項ハ)		・決定・了解文書	
7	省議(これに準ずるものを含む。この項において同じ。)の決定又は了解及びその経緯	省議の決定又は了解に関する立案の検討その他の重要な経緯	①・② (略) ③省議に検討のための資料として提出された文書(七の項ロ) <u>及び省議(国務大臣を構成員とする省議に限る。)</u> の議事が記録された文書	10年	(略) ・配付資料 <u>・議事の記録</u>	7	省議(これに準ずるものを含む。この項において同じ。)の決定又は了解及びその経緯	省議の決定又は了解に関する立案の検討その他の重要な経緯	①・② (略) ③省議に検討のための資料として提出された文書(七の項ロ) <u>(新設)</u>	10年	(略) ・配付資料 <u>(新設)</u>

		④ (略)		(略)				④ (略)		(略)	
複数の行政機関による申合せ又は他の行政機関若しくは地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯						複数の行政機関による申合せ又は他の行政機関若しくは地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯					
8	複数の行政機関による申合せ及びその経緯	複数の行政機関による申合せに関する立案の検討及び他の行政機関への協議その他の重要な経緯	①～③ (略)	10年	(略)	8	複数の行政機関による申合せ及びその経緯	複数の行政機関による申合せに関する立案の検討及び他の行政機関への協議その他の重要な経緯	①～③ (略)	10年	(略)
			④他の行政機関との会議に検討のための資料として提出された文書及び当該会議の議事が記録された文書その他申合せに至る過程が記録された文書(八の項口)		・開催経緯 ・議事の記録 ・配付資料				④他の行政機関との会議に検討のための資料として提出された文書及び当該会議の議事が記録された文書その他申合せに至る過程が記録された文書(八の項口)		・開催経緯 ・議事概要・議事録 ・配付資料
			⑤ (略)		(略)				⑤ (略)		(略)
9	他の行政機関に対して示す基準の設定及びその経緯	基準の設定に関する立案の検討その他の重要な経緯	① (略)	10年	(略)	9	他の行政機関に対して示す基準の設定及びその経緯	基準の設定に関する立案の検討その他の重要な経緯	① (略)	10年	(略)
			②立案の検討に関する審議会等文書(九の項イ)		・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中				②立案の検討に関する審議会等文書(九の項イ)		・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中

					間報告、最終報告、建議、 提言					間報告、最終報告、建議、 提言	
			③～⑤ (略)		(略)				③～⑤ (略)	(略)	
10	地方公共 団体に対 して示す 基準の設 定及びそ の経緯	基準の設定 に関する立 案の検討そ の他の重要 な経緯	① (略) ②立案の検討に 関する審議会 等文書(九の項 イ)	10年	(略) ・開催経緯 ・諮問 ・ <u>議事の記録</u> ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中 間報告、最終報告、建議、 提言	10	地方公共 団体に対 して示す 基準の設 定及びそ の経緯	基準の設定 に関する立 案の検討そ の他の重要 な経緯	① (略) ②立案の検討に 関する審議会 等文書(九の項 イ)	10年 ・開催経緯 ・諮問 ・ <u>議事概要・議事録</u> ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中 間報告、最終報告、建議、 提言	
個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯						個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯					
11	個人の権 利義務の 得喪及び その経緯	(1)行政手続 法(平成 5年法律 第88号) 第2条第 8号口の 審査基 準、同号 ハの処分 基準、同 号二の行	①立案の検討 に関する審議会 等文書(十の項) ②～⑤ (略)	10年	・開催経緯 ・諮問 ・ <u>議事の記録</u> ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中 間報告、最終報告、建議、 提言 (略)	11	個人の権 利義務の 得喪及び その経緯	(1)行政手続 法(平成 5年法律 第88号) 第2条第 8号口の 審査基 準、同号 ハの処分 基準、同 号二の行	①立案の検討 に関する審議会 等文書(十の項) ②～⑤ (略)	10年 ・開催経緯 ・諮問 ・ <u>議事概要・議事録</u> ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中 間報告、最終報告、建議、 提言 (略)	

		政指導指針及び同法第6条の標準的な期間に関する立案の検討その他の重要な経緯						政指導指針及び同法第6条の標準的な期間に関する立案の検討その他の重要な経緯			
		(2)~(4) (略)						(2)~(4) (略)			
		(5)不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯	① (略)	裁決、決定 その他の処分がされる日に係る特定	(略)	(5)不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯	① (略)	裁決、決定 その他の処分がされる日に係る特定	(略)	(6) (略)	
			②審議会等文書 (十四の項口)				・ 諮問 ・ <u>議事の記録</u> ・ 配布資料 ・ 答申、建議、意見				②審議会等文書 (十四の項口)
			③・④ (略)	日以後10年	(略)			③・④ (略)	日以後10年		(略)
12	法人の権利義務の得喪及びその経緯	(1)行政手続法第2条第8号口の審査基	①立案の検討に関する審議会等文書(十の項)	10年	・ 開催経緯 ・ 諮問 ・ <u>議事の記録</u> ・ 配付資料	12	法人の権利義務の得喪及びその経緯	(1)行政手続法第2条第8号口の審査基	①立案の検討に関する審議会等文書(十の項)	10年	・ 開催経緯 ・ 諮問 ・ <u>議事概要・議事録</u> ・ 配付資料

		準、同号 ハの処分 基準、同 号二の行 政指導指 針及び同 法第6条 の標準的 な期間に 関する立 案の検討 その他の 重要な経 緯	②～⑤ (略)		・中間答申、最終答申、中 間報告、最終報告、建議、 提言 (略)			準、同号 ハの処分 基準、同 号二の行 政指導指 針及び同 法第6条 の標準的 な期間に 関する立 案の検討 その他の 重要な経 緯	②～⑤ (略)		・中間答申、最終答申、中 間報告、最終報告、建議、 提言 (略)
		(2)～(4) (略)	(略)	(略)	(略)			(2)～(4) (略)	(略)	(略)	(略)
		(5)不服申立 てに関する 審議会等 における 検討そ の他の重 要な経緯	① (略) ②審議会等文書 (十四の項口) ③・④ (略)	裁決、決定 その他の 処分がさ れる日に 係る特定 日以後10 年	(略) ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・答申、建議、意見 ・弁明書 ・反論書			(5)不服申立 てに関する 審議会等 における 検討そ の他の重 要な経緯	① (略) ②審議会等文書 (十四の項口) ③・④ (略)	裁決、決定 その他の 処分がさ れる日に 係る特定 日以後10 年	(略) ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・答申、建議、意見 ・弁明書 ・反論書

		号) その他の法律の規定による中期目標の制定又は変更に関する立案の検討その他の重要な経緯	出された文書、評価委員会における議事が記録された文書及び評価委員会の決定又は了解に至る過程が記録された文書(二十四の項口)		・配付資料 ・意見		号) その他の法律の規定による中期目標の制定又は変更に関する立案の検討その他の重要な経緯	出された文書、評価委員会における議事が記録された文書及び評価委員会の決定又は了解に至る過程が記録された文書(二十四の項口)		・配付資料 ・意見
			③・④(略)		(略)			③・④(略)		(略)
		(2)(略)			(2)(略)			(2)(略)		
18	政策評価に関する事項	行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号。以下「政策評価法」という。)第6条の基本計画の立案の	①政策評価法第6条の基本計画又は政策評価法第7条第1項の実施計画の制定又は変更に係る審議会等文書(二十六の項イ)	10年	・開催経緯 ・ 議事の記録 ・配付資料 ・中間報告、最終報告、提言		行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号。以下「政策評価法」という。)第6条の基本計画の立案の	①政策評価法第6条の基本計画又は政策評価法第7条第1項の実施計画の制定又は変更に係る審議会等文書(二十六の項イ)	10年	・開催経緯 ・ 議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間報告、最終報告、提言
			②~⑥(略)		(略)			②~⑥(略)		(略)

	審議会等 における 審議等に 関する事 項	(2)審議会等 (1の項 から20の 項までに 掲げるも のを除 く。)	審議会等文書(二 十九の項)	10年	・開催経緯 ・諮問 ・ <u>議事の記録</u> ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中 間報告、最終報告、建議、 提言		審議会等 における 審議等に 関する事 項	(2)審議会等 (1の項 から20の 項までに 掲げるも のを除 く。)	審議会等文書(二 十九の項)	10年	・開催経緯 ・諮問 ・ <u>議事概要・議事録</u> ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中 間報告、最終報告、建議、 提言	
22～24 (略)						22～24 (略)						
25	内閣の庶 務に関する 事項	内閣の庶務 に関する重 要な経緯 (1の項か ら24の項ま でに掲げる ものを除 く。)	①閣議の決定又 は了解等の内 容が記録され た文書 ②～⑰(略)	30年	・閣議書 ・ <u>閣議及び閣僚懇談会の議 事の記録</u>		25	内閣の庶 務に関する 事項	内閣の庶務 に関する重 要な経緯 (1の項か ら24の項ま でに掲げる ものを除 く。)	①閣議の決定又 は了解等の内 容が記録され た文書 ②～⑰(略)	30年	・閣議書 ・ <u>閣議及び閣僚懇談会議事 録</u>
26～30 (略)						26～30 (略)						
備考 (略)						備考 (略)						
別表2 保存期間満了時の措置の設定基準						別表2 保存期間満了時の措置の設定基準						
1 (略)						1 (略)						
2 具体的な移管・廃棄の判断指針						2 具体的な移管・廃棄の判断指針						
1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置(移管・廃棄)の判断については、以下の(1)～(4)に沿って行う。						1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置(移管・廃棄)の判断については、以下の(1)～(4)に沿って行う。						

(1) 別表第1に掲げられた業務に係る行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置については、次の表（用語の意義は、別表第1の用語の意義による。）の右欄のとおりとする。

事項	業務の区分	保存期間満了時の措置
1～13（略）		
その他の事項		
14～24（略）		
25	内閣の庶務に関する事項	内閣の庶務に関する重要な経緯（1の項から24の項までに掲げるものを除く。） 以下について移管 ・閣議書 ・ 閣議及び閣僚懇談会の議事の記録 ・公布等裁可書（御署名原本） ・内閣総理大臣、内閣官房長官及び内閣官房副長官の官印その他の公印の保管に関する文書 ・国有財産法（昭和23年法律第73号）第32条に規定する台帳 ・総理大臣官邸の管理運営（施設に関するものに限る）に関する文書で重要なもの ・各種調査等に関する文書
26～30（略）		

注（略）

(2)～(4)（略）

(1) 別表第1に掲げられた業務に係る行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置については、次の表（用語の意義は、別表第1の用語の意義による。）の右欄のとおりとする。

事項	業務の区分	保存期間満了時の措置
1～13（略）		
その他の事項		
14～24（略）		
25	内閣の庶務に関する事項	内閣の庶務に関する重要な経緯（1の項から24の項までに掲げるものを除く。） 以下について移管 ・閣議書 ・ 閣議及び閣僚懇談会の議事録 ・公布等裁可書（御署名原本） ・内閣総理大臣、内閣官房長官及び内閣官房副長官の官印その他の公印の保管に関する文書 ・国有財産法（昭和23年法律第73号）第32条に規定する台帳 ・総理大臣官邸の管理運営（施設に関するものに限る）に関する文書で重要なもの ・各種調査等に関する文書
26～30（略）		

注（略）

(2)～(4)（略）